

2006年度 同志社大学大学院  
司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程  
入学試験 第2次審査

試験問題

法律科目試験  
(民 法)

[注意]

1. 試験開始の合図があるまで、この表紙を開けてはいけない。
2. 問題紙の本文は、見開き1枚（この表紙の裏面に印刷）である。試験開始後ただちに欠落や印刷の不鮮明な箇所がないか確認すること。欠落や印刷の不鮮明な箇所がある場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
3. 解答用紙は、4枚1組である。
4. 各解答用紙の左下に受験番号の記入欄がある。組になっている2枚目以降の解答用紙の受験番号欄にも受験番号をペンで正確・明瞭に記入すること。
5. やむを得ず、5枚目の解答用紙を必要とする場合は、手を挙げて監督者の指示に従うこと。なお、用紙の追加配付を受けられるのは「法律科目試験（民法）」のみである。
6. 解答は、黒色のペンまたは鉛筆で記入すること。
7. 試験開始後は、終了まで試験場から退出できない。
8. 試験はすべて監督者の指示によって行う。監督者の指示に従わない場合や不正行為を行ったときは、試験場から退出させる。
9. 試験終了後、問題紙は各自持ち帰ること。

2006年度 同志社大学大学院  
司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程  
入学試験問題 法律科目試験  
(民 法)

---

第一問

Aは、Bからある土地（以下、甲地と称する。）を賃借し、Bの承諾を得た上で自ら費用を投じて整地し、これを月極め駐車場として利用している。当初の3か月は、支出した整地費用とBに支払う賃料その他の諸経費の合計額と駐車料の総額がほぼ同じで、純益はゼロであったが、それ以降は、Bに支払う賃料その他の諸経費を差し引いてなお、月10万円の純益を得ていた。ところが、駐車場としての利用を始めてから9か月経過した時、Cから甲地の明渡しを請求された。その間の事情は次のようなものであった。

甲地は、もとFの所有であったが、Fが死亡し、相続人の一人であるBは、Fの生前、Fから甲地の管理を任せていたことから、遺産分割においても自分が甲地を取得することができるものと考えて、Fの死後、他の相続人の同意を得ることなく、甲地をAに賃貸したのだが、BはFから特別受益とみるべき多額の贈与を受けていたとの理由で、遺産分割において甲地を取得することができず、甲地は相続人の一人であるCが取得し、その登記もなされたとのことである。

以上の事実関係のもとで、次の問い合わせにそれぞれ答えよ。

問い合わせ 1

- (1) AがCに対して甲地を明け渡さなければならないとして、B-A間の賃貸借契約はどうなるか。
- (2) AはBに対してなんらかの財産的請求をすることができるか。できるとすれば、その法的根拠および適用される法条を説明せよ。

問い合わせ 2

- (1) Bが無資力であるため、AがBから法的救済を受けることが事実上できないとき、AはCに対して、甲地の整地に要した費用の償還を請求することができるか。できるとすれば、その法的根拠および適用される法条を説明せよ。
- (2) (1)におけるAの請求に対して、逆にCはAに対して、Aが甲地の利用によって取得した利益（駐車場として利用して得た純益）の返還を請求することができるか。できるとすれば、その法的根拠および適用される法条を説明せよ。

2006年度 同志社大学大学院  
司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程  
入学試験問題 法律科目試験  
(民 法)

---

第二問

Xは、Aに対する貸金債権等一切の債権を担保するため、Aの連帯保証人Sとの間で、集合債権譲渡担保契約（本件契約）を締結した。本件契約は、S、D間の継続的取引契約に基づき、Sが現在有し、また、今後1年の間に発生する売掛代金債権（本件目的債権）を一括してXに譲渡すること、所定の事由が生じてXが譲渡担保の実行通知をする時までは、Sがその計算においてDから目的債権の弁済を受けることができるという内容のものであった。そして、SはDに対し、「Sは、SがDに対して有する本件目的債権につき、Xを権利者とする譲渡担保権を設定したので、民法467条に基づいて通知する。XからDに対して譲渡担保権実行通知（書面又は口頭による）がされた場合には、この債権に対する弁済をXにされたい。」という内容の確定日付のある通知（本件通知）をした。

その約1年後、Sが手形不渡りを出したことにより、AはXに対する債務の期限の利益を喪失し、本件契約において定める担保権実行の事由が発生したため、XはDに対し確定日付のない書面で譲渡担保権実行の通知をした。その後、国Yが、Sに対する滞納処分として本件目的債権のうち現存する債権（本件債権）の差押えをしたため、Dは、本件債権について、債権者を確知することができないことを理由に、被供託者をS又はXとする供託をした。XはYに対し、本件債権の債権者であると主張して、Dのした供託による弁済供託金還付請求権をXが有することの確認を求める訴訟を提起した。

以上の事実関係を基にして、次の問い合わせに答えよ。

問い合わせ

上記の事実関係のもとで、

- (A) Xの請求は認められない、とする見解
- (B) Xの請求は認められる、とする見解

の両者が考えられる。それぞれの見解の根拠とするところ（根拠として考え得る理由づけ）を説明し、あなたは、そのどちらの見解を支持するか、その理由を説明せよ。